第五十三条第四項を次のように改める。

4　法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる外国銀行の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

一　当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ　法第五十四条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第六項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可

ロ　法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書に規定する認可

ハ　法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項に規定する認可

二　当該信用金庫連合会の子会社でない外国銀行

第五十三条第五項中「第五十条第六項に掲げる」を「第五十条第六項に規定する」に改め、同条第六項及び第七項中「第五十条第六項各号」を「第五十条第七項各号」に改める。

第五十三条の五第一項中「第五十三条の三第八号」を「第五十三条の三第一項第七号及び第五十三条の四第八号」に改め、同条第二項中「に営む」を「に行う」に改め、同項第一号中「外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）」を「外国銀行代理業務に係る行為」に改め、同項第二号中「を営む」を「を行う」に改め、同条を第五十三条の六とする。

第五十三条の四中「前条第七号」を「第五十三条の三第一項第六号及び前条第七号」に改め、同条第一号中「営む営業所」を「行う事務所」に改め、同条第四号中「法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ」を「外国銀行代理業務を行つている金庫をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ」に改め、同条を第五十三条の五とする。

第五十三条の三中「第五十四条の二の」を「第五十四条の二第二項後段の」に改め、同条第二号中「（法第五十四条の二に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五号中「株主資本等変動計算書」の下に「（これらに類する書面を含む。）」を加え、同条第七号中「第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務をいう。」を「第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、」に改め、同条を第五十三条の四とする。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）

第五十三条の三　金庫は、法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　所属外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

三　所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四　所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五　所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六　当該金庫と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案

七　当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

八　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第六十四条第一項中「第五十四条の二十三第一項第十号及び第六項」を「法第五十四条の二十三第一項第十号及び第九項」に改め、同条第四項第二十五号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第五項第一号の三中「第一号の五に掲げる業務を除く。）又は」を「同号に掲げる業務を除く。）又は」に、「業務（第一号の五」を「業務（同号」に改め、同項第三号中「法第五十四条第四項に」を「第五十四条第四項に」に改め、「法第五十三条第三項第七号」の下に「、第七号の二」を加え、「法第五十四条第四項第七号」を「第五十四条第四項第七号」に改め、同項第十八号中「、及び」を「及び」に改め、同項第三十八号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第十二項中「第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に改める。

第六十五条第一項中「第五十四条の二十一第二項」を「第五十四条の二十一第二項本文」に、「第五十四条の二十三第五項において」を「第五十四条の二十三第八項において読み替えて」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

七　信用金庫の子会社である法第五十四条の二十一第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八　信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

第六十五条第二項中「第五十四条の二十三第五項において」を「第五十四条の二十三第八項において読み替えて」に、「前項各号」を「金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第五十四条の二十一第二項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

第六十六条第五項中「含む。）」の下に「及び第三項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「法第五十四条の二十三第四項」を「第五十四条の二十三第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「第五十四条の二十三第八項」を「第五十四条の二十三第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第四項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第百条第一項第十一号の二において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容を記載した書面